

○ 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針に対する
日本看護協会からの提言
(医療提供体制の観点及び本指針全体の方向性の観点)

【提言内容】

- ① 保健所と管轄市町村とのリスクコミュニケーション(市町村が管轄する介護サービスや福祉サービス教育機関等を含む)などが円滑に進まない現状があるため、第十八「緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項」において、今後保健所の役割を明記することを検討されたい。
- ② 感染症対策支援の規定が新たに創設された災害支援ナースについても、参画する旨の追記が必要ではないか。
- ③ 令和6年7月に閣議決定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を踏まえて、以下の事項を指針に反映すべきではないか。
 - ・ ICT 活用については、保健所のみならず医療機関における発生届の促進等も必要であることから、項目を立てた整理
 - ・ 業務継続計画の策定に関する記載
- ④ 災害については検証が必ず行われるようになってきており、WHOでもアフターアクションレビュー(AAR)の推進を図っている。感染症については、感染者数の増減による波があり、対応段階においても検証しながら改善を図る必要があることから、検証の必要性について検討されたい。